

石川県公報

令和6年2月15日（木曜日）

号 外

（第7号）

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月15日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（民生委員実費弁償費に係る住民監査請求の監査結果）

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所・氏名（略）

2 請求書の提出

令和5年12月18日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。
（本監査結果においては、措置請求書の原文に即して記載したが、地域名などの記号置き換えを行った。）

石川県健康福祉部厚生政策課（以下、「厚生政策課」という。）は、令和4年度、令和5年度において、国から生活福祉資金貸付等補助金の交付を受けて、民生委員実費弁償費（一人当たり年額3,000円×県内の民生委員数に相当する金額）を含む生活福祉資金貸付事業費補助金（以下、「生活福祉資金貸付補助金」という。）を、生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（以下、「生活福祉資金貸付補助条例」という。）に基づき、石川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に対して交付している。

生活福祉資金貸付補助金の中に含まれる民生委員実費弁償費の補助目的は、民生委員に、一人当たり年額3,000円を支給するものである。

石川県から生活福祉資金貸付補助金の交付を受けた県社協は、厚生省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付金の会計について」で定められた「生活福祉資金会計準則」（以下、「会計準則」という。）及び「生活福祉資金会計要領」（以下、「会計要領」という。）に従い、民生委員実費弁償費を含む生活福祉資金貸付補助金の会計を経理することとなっている。

しかしながら、都道府県知事あて厚生省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付会計について」の本文で、「『会計準則』及び「会計要領」を定め、平成10年4月1日より施行するので、ご了知の上、都道府県社会福祉協議会に対し、平成10年度以降の生活福祉資金の会計は、これに基づいて経理するようにご指導願いたい。」と通知されているにもかかわらず、厚生政策課は、県社協に対して、「会計準則第18条4項の貸付金以外の金銭の支払いについて」で、請求書と同一の記名押印又は署名捺印のある領収書を徴さなければならないと定められているこ

と、並びに、「会計要領 第4の生活福祉資金貸付事務費特別会計処理要領の7 貸付調査償還指導費の支出(2) 民生委員実費弁償費の支出について」で会計事務における決済時の証憑書類として、「領収書」等を確認する必要があると定められていることに関する指導を怠っている。

また、県社協が、会計準則や会計要領に定められた経理を行っていないにも関わらず、生活福祉資金貸付条例の第7条による報告書において、補助金の交付を受けた生活福祉資金貸付事業について、適正に事業を実施したかのような報告書を、石川県知事に提出しており、県社協の運営が著しく適正を欠くと認められるのに、石川県知事は、県社協に対して、社会福祉法に基づく勧告をするなどの手続きを怠っている。

その結果、石川県が、令和5年度に、県社協に交付した生活福祉資金貸付補助金のうち、少なくとも、A市B地区民生委員児童委員協議会に所属する29名の民生委員に支給されることになる87,000円(29名×一人当たり年額3,000円)の民生委員実費弁償費が、民生委員に支給されていない。

このことは、民生委員実費弁償費を民生委員に支給するという補助目的を達成していないものであり、県社協は、生活福祉資金貸付条例の第5条に違反するものである。

そして、石川県が県社協に補助した生活福祉資金貸付補助金のうち、この補助目的が達成されていない87,000円(29名×一人当たり年額3,000円)は、石川県が被る損害となるものである。

さらに、石川県内の民生委員の定数は、2,879名となっていることから、もし、仮に、私の所属するA市B地区民生委員児童委員協議会に所属する29名と同じように、2,879名の民生委員に民生委員実費弁償費が支給されていなかった場合、石川県の被る損害は、最大8,637,000円(2,879名×一人当たり年額3,000円)となる。

少なくとも、A市B地区民生委員児童委員協議会に所属する29名の民生委員には、民生委員実費弁償費が支給されておらず、石川県が県社協に交付した生活福祉資金貸付補助金の一部が無駄に支出されているもので、石川県に損害を発生させているものである。

また、生活福祉資金貸付補助条例の第5条(使用制限)で、「補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、その補助金を第2条の補助の目的以外の用に使用してはならない。」と定めており、県社協は、生活福祉資金貸付補助条例の第5条に違反するものである。

よって、民生委員実費弁償費を民生委員に支給するという補助目的が達成されていないことにより、石川県が被った損害を補填するため、石川県知事が、生活福祉資金貸付補助条例の第6条により、県社協に対して、補助金の一部の返還を命ずる手続きを行うことを請求する。

以上、当該行為を防止し、若しくは、当該怠る事実を改め、当該行為と怠る事実によって、石川県の被った損害を補填するために必要な措置を講じるよう、ここに、住民監査請求を致します。

(添付書類)

別紙事実証明書(1)から別紙事実証明書(2)まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和5年12月27日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和6年1月16日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、同日付けの陳述書を提出するとともに、改めて、請求の要旨について陳述した。

なお、請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

本件請求の要旨を踏まえ、令和4年度及び令和5年度に石川県社会福祉協議会に交付された生活福祉資金貸付事業費補助金の補助対象経費のうち、請求人が措置請求書において摘示しているA市B地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員に係る民生委員実費弁償費について監査対象とした。

3 監査対象部局

健康福祉部

4 監査対象部局の監査の経過

健康福祉部に対して生活福祉資金貸付制度及び当該制度の事業費に対する補助の概要及び執行状況等に係る関係書類の提出を求めるとともに、令和6年1月31日に請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 生活福祉資金貸付制度を対象とした国庫補助金について

生活福祉資金貸付制度を対象とした国庫補助金については、「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(平成30年10月17日付厚生労働省発社援1017第4号厚生労働事務次官通知)で示されている『生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱』に基づいて補助金を交付しており、本要綱では、対象経費は『都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な経費』となっている。

(2) 生活福祉資金貸付金の会計について

生活福祉資金の貸付けに係る会計の取扱いについては、「生活福祉資金貸付金の会計について」(平成22年3月12日付社援発0312第4号厚生労働省社会・援護局長通知)において、「生活福祉資金会計準則」及び「生活福祉資金会計要領」が定められている。

(3) 請求人の主張に対する説明について

ア 民生委員に支給するものである民生委員実費弁償費が民生委員に支給されていないとの摘示について

請求人は、「生活福祉資金貸付制度は、石川県社会福祉協議会が事業主体となっており、その実施のため、石川県から生活福祉資金貸付等補助金を交付している。この補助金の一部である民生委員実費弁償費は、「貸付調査、償還指導のために民生委員に支給した実費弁償費」として民生委員に1人当たり年額3,000円を支給するものであるが、A市B地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員には支払われていない」と主張する。

これに対しては、請求者が根拠とする国通知「生活福祉資金貸付等補助金の国庫補助について」(平成2年10月1日付厚生省社第454号)では、基準額として「民生委員実費弁償費3,000円×民生委員定数」とあり、対象経費として「貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費」との規定がある。

平成19年に「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」(平成19年7月24日厚生労働省発社援第0724001号)に移行し、基準額は「厚生労働大臣が必要と認めた額」となり、引き続き対象経費として「貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費」との規定がある。

平成27年に「平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(平成27年7月27日付厚生労働省発社援0727第4号)に移行した際、平成19年の通知が廃止され、民生委員実費弁償費の規定もなくなり、現在は、平成30年に制定された「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(平成30年10月17日付厚生労働省発社援1017第4号)で示されている『生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱』に基づいて補助金を交付しており、この要綱では民生委員に実費弁償費の支給を求める規定となっていない。

イ 県社協は生活福祉資金貸付補助条例第5条に違反するとの摘示について

請求人は、「生活福祉資金貸付補助条例の第5条(使用制限)で、「補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、その補助金を第2条の補助の目的以外の用に使用してはならない。」と定めており、県社協は、生活福祉資金貸付補助条例の第5条に違反するものである」と主張する。

しかしながら、現在の要綱では、対象経費は『都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な経費』となっており、本貸付事業の周知や相談対応を担う個々の民生委員に対する実費弁償は必須となっていない。

請求人が、職員措置請求書で示している令和4年度及び5年度の生活福祉資金貸付補助金については、平成30年制定の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱に基づき「都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費」への補助として支出しており、現在は、生活福祉資金貸付補助金に含まれている民生委員実費弁償費については、民生委員に直接交付していなくても、民生委員児童委員協議会で貸付事務の関連経費に充てられていれば、生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例第2条の生活福祉資金貸付事業(低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対して、その独立自活に必要な資金の貸付け並びに援助及び指導を行う事業)の範囲内であると言えるため、同条例第5条にいう目的以外の用への使用とはいえない。よって、石川県社会福祉協議会に補助金の返還を求める必要はない。

5 関係人に対する調査の実施について

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係する石川県社会福祉協議会、A市社会福祉協議会及びA市B地区民生委員児童委員協議会に対し、文書による調査を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和4年度及び令和5年度に交付された生活福祉資金貸付事業費補助金の補助対象経費のうち、請求人が措置請求書において主張する民生委員実費弁償費の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出には当たらない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

健康福祉部に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 民生委員制度について

ア 民生委員の関係法令

民生委員の関係法令については、昭和23年に民生委員法（昭和23年法律第198号）が公布されている。

民生委員は、同法第3条で、「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く」とされ、民生委員の定数は、同法第4条第1項で、「厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める」と、さらに、同法第5条第1項では、「民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する」とされており、各地区において、その活動が行われている。

同法第2条において、「民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない」とされ、同法第10条では、「民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする」とされている。

同法第14条第1項においては、民生委員の職務について、「次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。」

とされており、同条第2項では、「民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う」とされている。

また、民生委員については、児童福祉法（昭和22年法律164号）第16条第2項において、「民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」と規定されており、併せて、児童委員にも委嘱されることとなっている。

なお、民生委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する地方公務員の特別職に属する非常勤である旨が行政事例の「公務員の区分等について」（昭和26年3月14日付け地自公発第88号）において示されており、当該職に該当すると解されている。

イ 本県における民生委員の配置状況等

民生委員法第4条第1項の規定に基づき、石川県では、民生委員の定数を定める条例（平成26年条例第46号）を制定し、民生委員の任期である3年ごとに見直しを図り、改正するとともに、同法第5条第1項の規定により知事が候補者を推薦し、厚生労働大臣が民生委員を委嘱している。なお、中核市である金沢市については、同法第29条の規定により、金沢市において県の当該事務を行っている。

本県における民生委員・児童委員の定数及び委嘱数は、次のとおりとなっている。

表1 民生委員・児童委員の定数及び委嘱数の状況（金沢市を含む）

（単位：人）

| 委嘱日 | 定 数 | | | 委 嘱 数 | | | 欠 員 | | |
|---------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------------|-----|------|-------------|
| | 総 数 | 地区担当 | 主 任 児童委員 | 総 数 | 地区担当 | 主 任 児童委員 | 総 数 | 地区担当 | 主 任 児童委員 |
| R元.12.1 | 3,145 | 2,830 | 315 | 3,131 | 2,817 | 314 | 14 | 13 | 1 |

| | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|----|----|---|
| R4.12.1 | 3,188 | 2,879 | 309 | 3,152 | 2,846 | 306 | 36 | 33 | 3 |
|---------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|----|----|---|

また、同法第20条第1項において、「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない」とされ、石川県では、告示で民生委員協議会を組織する区域を定めており、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員は、定められた区域ごとに同項の民生委員協議会として地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）を組織している。石川県全体では、別に区域を定めている金沢市を含め合計154の地区ごとに協議会が組織されている。このうち、A市においても、各地区ごとに協議会が組織されている。

(2) 生活福祉資金の貸付制度及び貸付事業費の補助について

ア 生活福祉資金貸付制度要綱の変遷

生活福祉資金貸付制度については、昭和30年度から実施されてきた従前の「世帯更生資金貸付制度」を所得制限の緩和等を図るとともに名称が改められ、「生活福祉資金貸付制度要綱」により、平成2年10月1日から実施されてきた。さらに、平成21年には資金の種類、再編が行われ、「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日付け厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に定める「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下「制度要綱」という。最終改正令和5年3月31日）により、平成21年10月から、現在の4種類の資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）の構成となり、併せて、資金の種類に応じ各運営要領も定められて実施されている。

制度要綱では、生活福祉資金の貸付けについての実施主体については、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）とされており、また、資金の貸付業務の一部を当該都道府県の区域内にある社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会に委託することができることとされている。

民生委員の役割については、制度要綱の第16において、以下のように記載されている。

第16 民生委員の役割（制度要綱より抜粋）

民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとする。具体的には、

- (1) 都道府県社協及び市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動
- (2) 本制度の利用に関する情報提供、助言
- (3) 都道府県社協及び市町村社協の要請に基づく、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握
- (4) 借受人及び借入申込者の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援

等であり、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応が期待される。

イ 生活福祉資金貸付事務費を対象とした国庫補助金交付要綱

上記アの生活福祉資金貸付制度に基づく貸付事業の貸付事務費を対象とした国庫補助金交付要綱については、「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」（平成30年10月17日付け厚生労働省発社援1017第4号厚生労働事務次官通知）により、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）が定められ、令和4年度及び令和5年度の国庫補助金は、この交付要綱に基づき、交付されている。交付の対象事業は、「都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業」とされており、補助対象経費等は、次のとおりとなっている。

表2 交付要綱の概要（補助対象経費等）

| 区 分 | 種 目 | 基 準 額 | 対 象 経 費 | 補 助 率 |
|----------------|---------------------------|----------------|---|--------------------|
| 生活困窮者就労準備支援等事業 | その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な次に掲げる経費 職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、需用費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本 | 1 / 2 (間 接 補 助) |

費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料、負担金

なお、現交付要綱が制定された前は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」(平成19年7月24日付け厚生労働省発社援第0724001号厚生労働事務次官通知)により定められた「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」(以下「H19年交付要綱」という。)に基づき交付され、交付の対象事業は、「地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、(中略)低所得世帯等を対象とした資金の貸付け(中略)等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業」、補助対象経費等は、次のとおりとされていたが、平成27年7月27日に廃止された。

表3 H19年交付要綱の概要(補助対象経費等)

| 区 分 | 種 目 | 基 準 額 | 対 象 経 費 | 補助率 |
|----------|----------|----------------|--|---------------|
| 地域福祉増進事業 | 地域福祉支援事業 | 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 生活福祉資金貸付事業の財源として都道府県が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 (2)都道府県社会福祉協議会が行う貸付事務の運営費 職員俸給、諸手当、社会保険事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金)、委託料 (3)市区町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費 旅費、庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費) (4)貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費 諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料) | 1/2 (間接補助) |

さらに、この交付要綱が制定される前は、「生活福祉資金貸付等補助金の国庫補助について」(平成2年10月1日付け厚生省社第454号厚生事務次官通知)により定められた「生活福祉資金貸付等補助金交付要綱」(以下「H2年交付要綱」という。)に基づき交付され、交付の対象事業は、「生活福祉資金の貸付け等の事務に要する費用に対する補助事業」、補助対象経費等は、次のとおりとされていたが、平成19年7月24日に廃止された。

表4 H2年交付要綱の概要(補助対象経費等)

| 区 分 | 基 準 額 | 対 象 経 費 | 補助率 |
|---------------|------------|---|-----|
| 生活福祉資金貸付事業推進費 | 次に掲げる額の合計額 | 都道府県社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等の事務を行うために必要な次に掲げる経費 | 1/2 |

| | |
|--|--|
| (一)都道府県社会福祉協議会貸付事務費厚生大臣が別に定める額 | (一)職員俸給、諸手当及び社会保険事業主負担金、旅費、貸付事務の運営に要する庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費及び賃金) |
| (二)市区町村社会福祉協議会事務費21,700円×市区町村数 | (二)旅費及び庁費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び会議費) |
| (三)民生委員実費弁償費3,000円×民生委員定数 | (三)貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費 |
| (四)生活福祉資金債権管理強化推進事業費1都道府県当たり1,119,000円 | (四)平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、) |

ウ 生活福祉資金貸付事務の補助に関する条例

石川県では、上記イの生活福祉資金貸付事業費に係る国庫補助に対応し、社会福祉法人石川県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に対し補助を行うため、「生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例」(昭和36年条例第34号)を制定している。

○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(抜粋)

(補助対象及び事業等)

第一条 知事は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第五十八条第一項の規定により、法第一百十条第一項に規定する県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に対し、生活福祉資金貸付事業に必要な貸付資金及び事務費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業の内容)

第二条 前条の規定により社会福祉協議会の行う「生活福祉資金貸付事業」とは、低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対して、その独立自活に必要な資金の貸付け並びに援助及び指導を行う事業をいう。

2 前項の「低所得世帯」とは、資金の貸付けにあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を受けることが困難であると認められるものをいう。

3 第一項の「障害者世帯」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児の属する世帯をいう。

4 第一項の「高齢者世帯」とは、日常生活上介護の必要な六十五歳以上の者の属する世帯をいう。

(申請手続)

第三条 社会福祉協議会が、第一条の補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けようとするときは、補助申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 生活福祉資金貸付事業計画書
- 二 生活福祉資金貸付所要額調書
- 三 生活福祉資金貸付事業資金、事務費収支予算書
- 四 社会福祉協議会予算書

(補助の条件)

第四条 知事は、補助金を交付するに当たつて生活福祉資金貸付事業について、次に掲げる条件を付することができる。

- 一 貸付資金の種類、貸付金額の限度、貸付けの方法及び利率並びに償還の方法等貸付けに関する業務の方法については、知事が別に定める基準によること。
- 二 貸付資金の貸付けの決定等に当たつては、社会福祉協議会が設置する生活福祉資金運営委員会に諮るべきこと。
- 三 生活福祉資金貸付事業について特別会計を設けるべきこと。

四 生活福祉資金貸付事業を廃止したときは、別に定めるところにより補助金（事務費を除く。）を返還すべきこと。

2 前項の規定は、同項の規定に定める条件のほか、知事が、当該補助金交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

（使用制限）

第五条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、その補助金を第二条の補助の目的以外の用に使用してはならない。

（補助金の返還）

第六条 知事は、補助金の交付を受けた社会福祉協議会が、補助金の使用について、次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付を取り消し、またはその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 前条の規定に違反したとき。

二 第四条の規定による補助の条件に違反したとき。

（報告書の提出）

第七条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業について、事業年度ごとに貸付事業報告書、特別会計収支計算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

(3) 生活福祉資金貸付金の事務費の会計処理について

生活福祉資金貸付金の会計の取扱いについては、「生活福祉資金貸付金の会計について」（平成22年3月12日付け社援発0312第4号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「生活福祉資金会計準則」（以下「会計準則」という。）及び「生活福祉資金会計要領」（以下「会計要領」という。）（会計準則及び会計要領のいずれも最終改正は、平成30年2月2日）により経理が行われることとなっている。

なお、会計要領では、都道府県社協は、民生委員実費弁償費の支払いに際しては、決済時の証憑書類として「請求書」「領収書」等とされているところ、県社協では、各市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）に対して口座振込で決済処理を行っている。会計要領当該規定は、支払いの事実を証するためのものであり、口座振込の決済も会計要領の規定に含まれるものである。

(4) 生活福祉資金貸付事業費補助金の交付及び支出の状況について

石川県は、県社協に対し令和4年度生活福祉資金貸付事業費補助金及び令和5年度生活福祉資金貸付事業費補助金を、次のとおり交付している。

ア 令和4年度の交付状況

交付申請日 令和4年4月1日

交付申請額 37,193,000円（うち民生委員実費弁償費 8,490,000円）

交付決定日 令和4年11月29日

交付決定額 37,193,000円（うち民生委員実費弁償費 8,490,000円）

概算払 令和4年12月28日 33,473,000円

実績報告日 令和5年3月31日

額の確定日 令和5年3月31日

確定額 37,193,000円（うち民生委員実費弁償費 8,490,000円）

精算払 令和5年5月31日 3,720,000円

イ 令和5年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付状況

交付申請日 令和5年4月1日

交付申請額 37,340,000円（うち民生委員活動支援費 8,637,000円）

交付決定日 令和5年7月27日

交付決定額 37,340,000円（うち民生委員活動支援費 8,637,000円）

概算払 令和5年9月29日 33,606,000円

2 判断

請求人の主張、健康福祉部の説明、関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 民生委員の活動及び生活福祉資金貸付事業上の役割について

民生委員については、知事（金沢市の区域にあっては金沢市長）が市町の区域ごとに、市町の意見を聴いて

定数を定め、各市町からの推薦を受けて、知事が厚生労働大臣に候補者を推薦し、厚生労働大臣が民生委員を委嘱している。

民生委員は、知事が定める区域（市にあつては複数の区域、町にあつては町の区域）ごとに地区民生委員児童委員協議会を組織し、県社協及び市町社協に協力し、民生委員法第14条の規定に基づき、

ア 必要に応じ住民の生活状態の把握

イ 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助

ウ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助

エ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し事業又は活動の支援

オ 福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務への協力

のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行っており、地域住民の福祉を支える業務を担い、様々な活動を無報酬で行っている。

さらに、制度要綱に基づく、生活福祉資金貸付事業においては、県社協及び市町社協（以下「県社協等」という。）と緊密に連携をし、貸付事業の運営についても積極的に協力するものされており、具体的には、

ア 本制度の広報・周知活動

イ 本制度の利用に関する情報提供、助言

ウ 県社協等の要請に基づく借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握

エ 借受人及び借入申込者の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援

等、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応が民生委員に求められている。

(2) 民生委員実費弁償費の支出について

上記(1)の生活福祉資金貸付事業の民生委員の活動に係る活動費に関し、H2年交付要綱においては、基準額欄に民生委員実費弁償費として、「三、〇〇〇円×民生委員定数」と、対象経費欄に「貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費」と記載があり、「基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額」とされていたが、現行の交付要綱には、民生委員実費弁償費について、明記はされていない。

石川県は、令和4年度及び令和5年度において、現行の交付要綱のもと、県社協の交付申請に基づき、国庫補助を受けて、民生委員実費弁償費（令和5年度においては民生委員活動支援費）を含む生活福祉資金貸付事業費補助金を交付している。

また、県社協は、制度要綱等の規定に基づき、各市町社協と契約を締結し民生委員実費弁償費の交付等を含む生活福祉資金貸付事業の一部を委託している。

そこで、交付要綱に規定がない民生委員実費弁償費について、各民生委員への支給の可否や民生委員協議会での経費使用の可否、要件などその取扱いに関し、厚生労働省に見解を求めたところ、同省の事業所管所属から、「生活福祉資金貸付事業は、民生委員活動と深い関わりをもつことから、必要に応じて実費弁償費を補助対象経費に含めることができることとしているが、要綱上、必ず支払わなければならないものではない」、「各地区民生委員協議会から民生委員に支払実績が無いことをもって直ちに返還が必要となるものではないが、市町社会福祉協議会が各地区民生委員協議会に対して貸付事務の運営費に関するどのような経費として民生委員実費弁償費を支出することとしているか、都道府県社会福祉協議会が県に客観的かつ合理的な説明をする必要がある」との見解が示された。

こうしたことから、本貸付事業の事業主体である県社協が石川県に交付申請した貸付事務の運営費のうちの民生委員実費弁償費は、貸付事務の運営費に関するどのような経費とするものであるのか、そして、A市社会福祉協議会（以下「A市社協」という。）との委託契約の内容をも踏まえて、民生委員個々に交付される場合だけでなく、民生委員個々に交付しない場合において、A市社協の当該経費の支出先における経費の使途と県社協が求めた経費の内容との適合性を十分に検証の上、適否を判断することが相当である。

(3) 民生委員実費弁償費がA市B地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員に支給されておらず、補助金の一部が無駄に支出され、県に損害を発生させているとの摘示について

請求人は、「石川県が、令和5年度に、県社協に交付した生活福祉資金貸付補助金のうち、少なくとも、A市B地区民生委員児童委員協議会に所属する29名の民生委員に支給されることになる87,000円（29名×一人当

たり年額3,000円)の民生委員実費弁償費が、民生委員に支給されていない」、「石川県が県社協に交付した生活福祉資金貸付補助金の一部が無駄に支出されているもので、石川県に損害を発生させている」旨主張している。

これに対し健康福祉部からは、「請求者が根拠とする国通知「生活福祉資金貸付等補助金の国庫補助について」(平成2年10月1日付厚生省社第454号)では、基準額として「民生委員実費弁償費 3,000円×民生委員定数」とあり、対象経費として「貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費」との規定がある。平成19年に「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」(平成19年7月24日厚生労働省発社援第0724001号)に移行し、基準額は「厚生労働大臣が必要と認めた額」となり、引き続き対象経費として「貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費」との規定がある。平成27年に「平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(平成27年7月27日付厚生労働省発社援0727第4号)に移行した際、平成19年の通知が廃止され、民生委員実費弁償費の規定もなくなり、現在は、平成30年に制定された「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」(平成30年10月17日付厚生労働省発社援1017第4号)で示されている『生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱』に基づいて補助金を交付しており、この要綱では民生委員に実費弁償費の支給を求める規定となっていない旨の説明があった。

当該国庫補助金を所管する厚生労働省からは、「生活福祉資金貸付事業は、民生委員活動と深い関わりをもつことから、必要に応じて実費弁償費を補助対象経費に含めることができることとしているが、要綱上、必ず支払わなければならないものではない」、「各地区民生委員協議会から民生委員に支払実績が無いことをもって直ちに返還が必要となるものではないが、市町社会福祉協議会が各地区民生委員協議会に対して貸付事務の運営費に関するどのような経費として民生委員実費弁償費を支出することとしているか、都道府県社会福祉協議会が県に客観的かつ合理的な説明をする必要がある」との見解が示されている。

また、関係人に対する調査においても、県社協からは、A市B地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員に対する民生委員実費弁償費について、「民生委員に対して支給されていないが、石川県社会福祉協議会では、国の「生活困窮者就労準備支援事業等補助金交付要綱(以下、要綱)」に基づき、民生委員実費弁償費を支出している。民生委員実費弁償費の受入、支出等の業務委託先であるA市社会福祉協議会では、民生委員実費弁償費の支払方法や内容等について、各单位民生委員児童委員協議会の運用によることとしている。B地区民生委員児童委員協議会においては、昨年4月の総会で民生委員実費弁償費を、個人に支給せず、全額、貸付事務を含む協議会の運営費として活用することを賛成多数で決議している。各单位民生委員児童委員協議会が生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費の範囲内で支払方法や内容等を意思決定することは、認められるものとしており、B地区民生委員児童委員協議会の決定内容等については、要綱で定める補助対象経費の範囲と認められることから、生活福祉資金の貸付補助金の一部が無駄に支出されているとはいえない」旨の説明があった。

A市社協及びA市B地区民生委員児童委員協議会から、それぞれ受けた説明においてもこれと矛盾する点は認められなかった。

なお、県社協では、令和4年度の民生委員実費弁償費を含む事務費を各市町社協に口座振替の方法により支払いしており、A市社協は、民生委員実費弁償費について、各地区民生委員児童委員協議会に支払い、各協議会の会長から領収書を徴しており、令和5年度分の民生委員活動支援費を含む事務費を各市町社協に口座振替の方法により支払いしているが、事業の執行途中であり、現時点ではA市社協から地区民生委員児童委員協議会へ支払いはされていない。

請求人は、石川県が県社協に交付した生活福祉資金貸付補助金のうち、A市B地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員に支給されることになる民生委員実費弁償費が、民生委員に支給されておらず、生活福祉資金貸付補助金の一部が無駄に支出されている旨主張しているが、当該地区の民生委員個々に支給がされていないことが認められるが、県社協はA市社協に委託し、交付された当該支出の用途は、制度要綱が定める補助対象経費として認められる範囲内であり、かつ、県社協の行為及び経理に制度要綱や社会福祉法人会計基準及び会計準則等に違反する点は認められない。また、A市社協及び当該経費の支出先であるA市B地区民生委員児童委員協議会においても、その経理や手続に明らかに違法又は不当と認められる点はないことから、請求人の主張は認められない。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(4) 県社協は生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例第5条に違反するとの摘示について

請求人は、「生活福祉資金貸付補助条例の第5条(使用制限)で、「補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、

その補助金を第2条の補助の目的以外の用に使用してはならない。」と定めており、県社協は、生活福祉資金貸付補助条例の第5条に違反するものである旨主張している。

これに対し健康福祉部からは、「現在の要綱では、対象経費は『都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費として必要な経費』となっており、本貸付事業の周知や相談対応を担う個々の民生委員に対する実費弁償は必須となっていない。請求人が、職員措置請求書で示している令和4年度及び5年度の生活福祉資金貸付補助金については、平成30年制定の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱に基づき「都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費」への補助として支出しており、現在は、生活福祉資金貸付補助金に含まれている民生委員実費弁償費については、民生委員に直接交付してなくても、民生委員児童委員協議会で貸付事務の関連経費に充てられていれば、生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例第2条の生活福祉資金貸付事業（低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対して、その独立自活に必要な資金の貸付け並びに援助及び指導を行う事業）の範囲内であると言えるため、同条例第5条にいう目的以外の用への使用とはいえない。よって、石川県社会福祉協議会に補助金の返還を求める必要はない」旨の説明があった。

請求人は、県社協は生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例第5条に違反する旨主張しているが、補助対象経費である生活福祉資金貸付事業の貸付事務の経費に支出したものであり、請求人の主張は認められない。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

- (5) 請求人は、請求の要旨や陳述書において、その他にも種々主張しているが、監査請求の対象となる財務会計上の行為又は公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実該当しない主張であり、上記の判断を左右するものではない。

(6) 結び

以上のことから、石川県が県社協に交付した令和4年度及び令和5年度生活福祉資金貸付事業費補助金のうち、請求人が無駄な支出であると主張し返還等を求めるA市B地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員に支給すべきとする民生委員実費弁償費相当額の支出については、違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第5 監査委員意見

今回の住民監査請求を踏まえ、以下の事項について、意見を述べ、十分な対応がなされるよう求めるものである。

- 1 民生委員に対して支払われなければならないと、請求人が主張する民生委員実費弁償費については、生活福祉資金貸付制度を対象とした国庫補助金の交付要綱が変更となり、平成27年度からは、対象経費が生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費とされた中で、民生委員で組織する法定の地区民児協や民生委員に対して、民生委員実費弁償費の取扱い等に係る周知や説明が十分であったとは言えない。

そもそも、生活福祉資金貸付事業の運営にあたっては、当該事業の制度要綱の第16民生委員の役割にもあるように、民生委員が県社協や市町社協と緊密に連携し、積極的に協力するものとされており、当該事業の運営に民生委員は欠くべからざるものといえることができる。

平成27年度に生活福祉資金貸付制度を対象とした国庫補助金の交付要綱が変更となった時点で、石川県は、県社協に対して、その変更内容について、十分理解が図られるよう指導するとともに、県社協では、市町社協及び地区民児協並びに民生委員に対して丁寧に周知・説明しておくべきであった。

具体的には、生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費については、民生委員に対して実費弁償費として支給できるほか、旅費、諸謝金、需用費、委託料などの事務費に充てることも可能となったことについて、広く理解を図っておく必要があった。

したがって、県社協は、速やかに、市町社協及び地区民児協並びに民生委員に対して、当該貸付制度の趣旨や当該事業に係る貸付事務費の取扱いについて説明を行い、疑義や混乱が生じないよう対処すること。

加えて、地区民児協においても、当該事務費の具体的な取扱いの決定に当たっては、所属する民生委員の十分な理解が得られるよう対応されたい。

- 2 県社協が業務を委託する市町社協との間で締結している委託契約書において、民生委員実費弁償費の取扱いが明確に示されていないことは、今回、請求人が民生委員実費弁償費の取扱いに誤りがあると思う原因と考えられることから、石川県は、県社協に対し、事業の適正な執行が図られるよう、委託契約の業務内容等で明確でない事項に関し、契約書の見直しを図るよう指導すること。

